神戸女子大学・神戸女子短期大学教学組織規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の教学組織を定めるとともに、その所掌業務を明確にし、もって教育研究活動の推進と円滑な教学運営を図ることを目的とする。

第２章　教学組織

（部　局）

第２条　本学に、教学組織として次の部局を置く。

(1) 学術研究推進部
(2) 国際交流推進部
(3) 教務部
(4) 全学共通教育部
(5) 学生部
(6) 図書館
(7) 教職支援センター
(8) 地域連携推進センター
(9) 古典芸能研究センター
(10) 臨床心理センター
(11) 学生支援センター

２　学生部に学生相談室を置く。学生相談室の所掌事務、職制等については別に定める。

第３章　所掌業務

（学術研究推進部）

第３条　学術研究推進部の所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 研究環境の整備に関すること。
(2) 外部資金の獲得に関すること。
(3) 共同研究及び受託研究の推進に関すること。
(4) 知的財産活動の推進と管理に関すること。
(5) 研究成果データの点検及び管理に関すること。
(6) その他学術研究の推進に関すること。

（国際交流推進部）

第４条　国際交流推進部の所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 国際交流推進のための戦略立案に関すること。
(2) 教育及び研究における国際交流の推進に関すること。

(3) 留学生及び研究者の派遣並びに受入れ推進に関すること。
(4) 交際交流に係る情報集に関すること。
(5) その他国際交流の推進に関すること。

（教務部）

第５条　教務部の所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 教育課程の調整に関すること。
(2) 資格養成講座の調整に関すること。
(3)　教育課程に基づく授業計画に関すること。
(4)　教育課程に基づく授業時間割編成に関すること。
(5)　学年暦の作成に関すること。
(6)　授業計画書（シラバス）に関すること。
(7)　履修要領及び履修管理に関すること。
(8)　卒業判定に関すること。
(9)　学籍管理に関すること。
(10) その他教務に関すること。

（全学共通教育部）

第６条　全学共通教育部の所掌業務は、次のとおりとする。
(1)　全学的な共通教育計画の企画立案に関すること。
(2)　全学共通科目の立案及び履修調整に関すること。
(3)　キャリアサポート関連科目の立案及び運営に関すること。
(4)　導入教育の管理及び運営に関すること。
(5)　その他全学的な共通教育の推進に関すること。

（学生部）

第７条　学生部の所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 学生生活の諸問題の指導及び対策に関すること。
(2) 学生の厚生補導に関する事項
(3) 学生生活に資する諸事業・行事に関すること。
(4) 学生の表彰、賞罰に関すること。
(5) 学生支援のための情報収集に関すること。
(6) 学生の住居及び学生寮に関すること。
(7) 学生の健康管理及び保健衛生に関すること。
(8) その他学生の厚生及び指導に関すること。

（図書館）

第８条　図書館の所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 図書館の運営に関すること。
(2) 図書館の蔵書計画及び整備に関すること。
(3) 図書館の利用に関すること。
(4) ライブラリー・コモンズに関すること。
(5) その他図書館に関すること。

（教職支援センター）

第８条の２　教職支援センターの所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 教職指導の企画立案と実施に関すること。
(2) 教職課程の教員人事提案・調整に関すること。
(3) 教職課程の編成と検証及び改善に関すること。
(4) 教育実習の実施計画、履修資格判定及び評価に関すること。
(5) 教職課程認定申請及びそれに関連する業務に関すること。
(6) 教職課程認定科目のシラバス内容の点検及び改善に関すること。
(7) 教職実践演習の運用と評価及び改善に関すること。
(8) 教員免許状更新講習の企画・運営に関すること。
(9) 教職課程に関するＦＤ及びＳＤ活動に関すること。
(10) 教職課程の自己点検・評価に関すること。
(11) その他全学的な教職課程の運営に関すること。

（地域連携推進センター）

第８条の３　地域連携推進センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 地域連携推進事業に関すること。
(2) 公開講座運営に関すること。
(3) その他地域連携の推進に関すること。

（古典芸能研究センター）

第８条の４　古典芸能研究センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 古典芸能に関する調査・研究及び成果の発表
(2) 古典芸能に関する図書・資料の収集及び保管
(3) 古典芸能に関する図書・資料の閲覧業務及び公刊
(4) その他、古典芸能に関する調査・研究、並びに社会への学的貢献の達成に必要な事業に関すること

（臨床心理センター）

第８条の５　臨床心理センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 心理相談に関する実践活動
(2) 心理相談の実践に関する教育、研究活動
(3) 地域社会への心の健康に関する知識と技術の普及
(4) その他神戸女子大学臨床心理センター規程に定める活動に関すること

（学生支援センター）

第８条の６　学生支援センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 学生等からの各種相談等の受付及び学内外の関係機関等との連携に関する事項
(2) 特別な配慮を要する学生の修学上及び就労等の支援に関する事項
(3) サポート学生の養成、派遣及び支援ツールの貸し出しに関する事項
(4) 特別な配慮を要する学生等に係る教職員からの相談対応に関する事項
(5) 各種会議・研修会の企画運営に関する事項
(6) 学生支援センターの予算に関する事項
(7) 修学支援に関する各種調査に関する事項
(8) その他修学支援等において必要と認める事項

2　前項第２号については、「神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援規程」に定めるものとする。

第４章　職　制

（部　長）

第９条　学術研究推進部、国際交流推進部、教務部、全学共通教育部及び学生部（以下「各部」という。）に部長を置く。

2　部長は学長を補佐し、その命により、所管業務を統括する。

3　部長は所管業務に関する方針を立案し、学長の承認を得てこれを執行する。

4　部長は所管業務に関係する各種会議に出席し､指導又は調整する。

5　部長は、別途定められた範囲内で、所管業務に関する案件を決定又は承認する。

（図書館長）

第10条　図書館に館長を置く。

2　館長は学長を補佐し、その命により、所管業務を統括する。

3　館長は所管業務に関する方針を立案し、学長の承認を得てこれを執行する。

4　館長は所管業務に関係する各種会議に出席し、指導又は調整する。

5　館長は、別途定められた範囲内で、所管業務に関する案件を決定又は承認する。

（センター長）

第10条の２　教職支援センター、地域連携推進センター、古典芸能研究センター、臨床心理センター及び学生支援センター（以下「各センター」という。）にセンター長を置く。

2　センター長は学長を補佐し、その命により、所管業務を統括する。

3　センター長は所管業務に関する方針を立案し、学長の承認を得てこれを執行する。

4　センター長は所管業務に関係する各種会議に出席し、指導又は調整する。

5　センター長は、別途定められた範囲内で、所管業務に関する案件を決定又は承認する。

（次長）

第 11 条　各部、図書館及び各センターに次長を置くことができる。

2　次長は上司を補佐するとともに、上司の命を受けその所管業務を調整推進する。

（教職員の配置）

第12条　学生支援センターに副センター長、障がい学生支援コーディネーター及び事務職員を配置することができる。

2　学生相談室に学生相談室長及び学生相談員（技術職員を含む）を配置することができる。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２．この規定の施行に伴い、神戸女子大学教学組織規程及び神戸女子短期大学教学組織規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第９号に規定する臨床心理センターに関する事項については、令和５年４月１日へ遡り適用する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－002】

神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長等会議規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長等会議（以下「部局長等会議」という。）に関する組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　部局長等会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 神戸女子大学（以下「大学」という。）の学長、副学長、文学部長、教育学部長、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、文学研究科長、家政学研究科長、健康栄養学研究科長、看護学研究科長、心理学研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長、図書館長

(2) 神戸女子短期大学（以下「短期大学」という。）の学長、副学長、短期大学部長

(3) 経営改革推進室長、経営改革推進室推進役、教務事務部長、学生事務部長、キャリアサポート部長

(4) その他学長が委嘱する者

２　部局長等会議の議長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の他の教職員に部局長等会議への出席を求めることができる。

（定足数）

第３条　部局長等会議は、構成員の３分の２以上の出席者がなければ、会議を開くことはできない。

（開催時期）

第４条　部局長等会議は、大学の学長が必要と認めたとき、開催する。

（議　長）

第５条　部局長等会議の議長は、大学の学長がこれに当たり、同学長に支障があるとき、又は同学長が欠けたときは、あらかじめ同学長が指名した者が職務を代理する。

（審議事項）

第６条　部局長等会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、大学及び短期大学の学長に意見を述べるものとする。

(1) 教授会における審議事項

(2) 研究科委員会における審議事項

(3) 大学及び短期大学の教学部門の運営、管理に関する事項

(4) その他大学及び短期大学の学長が意見を求めた事項

２　大学及び短期大学における点検・評価に関する事項及び点検・評価結果に基づく内部質保証の取り組みに関する事項については、別に定める神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証委員会が統括する。

（会　議）

第７条　部局長等会議は、議長が招集する。

２　部局長等会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事等）

第８条　部局長等会議の議事は公開しない。

２　部局長等会議の議事については、議事録を作成する。

（事　務）

第９条　部局長等会議に関する事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第10条　規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き大学の学長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学部局長会規程及び神戸女子短期大学部科長会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第１条及び神戸女子短期大学学則第１条に掲げる目的の達成のために、内部質保証を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育活動を始めとする諸活動について、予め策定した方針に基づき運用するとともに、方針に照らして自ら点検・評価を行い、継続的に改善を行うことによってその質の維持・向上に努め、高等教育機関として社会からの負託に応える。この一連の取り組みを、「内部質保証」と定義する。

（体制）

第３条　学長のリーダーシップのもと、学内の全ての組織が主体となり、内部質保証の取り組みを担う。

２　各組織は、客観的な根拠に基づき主体的に内部質保証に取り組み、その信頼性が高いものとなるよう努める。

（内部質保証委員会）

第４条　本学における内部質保証の取り組みを統括し、また、その取り組みに係る重要事項を審議するため、神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証委員会（以下「委員会」という）を置く。

２　委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 内部質保証の方針の策定
(2) 内部質保証の体制の整備
(3) 全学的な活動に係る方針及び実施計画の策定
(4) 点検・評価の実施方針及び実施計画の策定
(5) 点検・評価の実施
(6) 点検・評価結果の公表
(7) 点検・評価結果を踏まえた諸活動の改善
(8) その他内部質保証の実現に必要な事項

３　委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長
(2) 副学長
(3) 第５条に定める点検・評価委員会委員長
(4) 各学部長
(5) 短期大学部長
(6) 大学院各研究科長
(7) 学術研究推進部長
(8) 国際交流推進部長
(9) 教務部長

（10）全学共通教育部長
（11）学生部長
（12）図書館長
（13）理事（事務統括責任者）
（14）教務事務部長
（15）学生事務部長
（16）その他学長が委嘱する者

4　委員長は学長があたり、委員長に事故があるときは、委員長が代理を指名する。

5　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（点検・評価委員会）

第５条　委員会は、その下に神戸女子大学点検・評価委員会及び神戸女子短期大学点検・評価委員会を置き、第４条第２項に掲げる任務の遂行に際し、必要な業務を点検・評価委員会に委任する。

2　点検・評価活動及び点検・評価委員会に関する事項は、別に定める。

（部会）

第５条の２　委員会は、第４条第２項に掲げる任務の遂行に必要な業務について、部会を置きその実施を委任することができる。ただし、前条に定める点検・評価委員会に委任する業務は除く。

2　部会は、第４条第３項に掲げる委員会の構成員を含む学長が指名する者で構成する。

3　部会の長（以下「部会長」という。）は、前項に定める部会の構成員の中から学長が指名する。

4　その他部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（事務）

第６条　委員会に関する事務は、総務課（学園企画担当）が行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学内部質保証に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－004】

神戸女子大学・神戸女子短期大学人事委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学の教員人事について審議するために常設する人事委員会の組織及び運営の方法について定める。

（組織）

第２条　人事委員会は、学長、副学長、文学部長、教育学部、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、短期大学部長及び全学共通教育部長をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて他の教職員の出席を求めることができる。

３　委員長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは学長が代理者を指名する。

４　人事委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

（審議事項）

第３条　人事委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 専任教員及び非常勤講師の任免に関すること。

(2) 新任教員の資格に関すること。

(3) 専任教員の昇任に関すること。

(4) その他教員人事に関すること。

（会議）

第４条　会議は公開せず、その結果を教授会に報告するものとする。ただし、専任教員の任免に関しては、常任理事会の承認を得なければならない。

（手続）

第５条　第３条に定める事項を第４条に定める会議に付託する手続については、別に定める。

（事務）

第６条　人事委員会の事務は総務課（大学庶務担当）が行い、議事録を作成する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、人事委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。この場合、学長は変更内容を常任理事会に報告する。

附　則

１　この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、神戸女子大学教員資格審査会規程（平成 5 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附　則

この規程は、平成 14 年 6 月 29 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の制定に伴い、神戸女子大学人事委員会規程、神戸女子短期大学人事委員会規程及び神戸女子短期大学人事委員会運営規則は廃止する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学予算委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学に常設する予算委員会（以下「予算委員会」という。）について必要な事項を定める。

（組 織）

第２条　委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 学長
(2) 副学長
(3) 学部長
(4) 短期大学部長
(5) 研究科長
(6) 全学共通教育部長
(7) 学術研究推進部長
(8) 理事（事務統括責任者）

２　委員会に委員長を置き、学長が行う。

３　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

４　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（審議事項）

第３条　委員会は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）予算の編成に関し、次の事項を審議する。

(1) 学園の予算編成方針に基づく本学の方針
(2) 本学各部署から提出された予算案の査定
(3) 本学予算案の決定
(4) その他予算編成に必要な事項

（成立及び議決要件）

第４条　委員会は、委員の３分の２の出席により成立し、議決は、委員全員の合意を必要とする。

（事 務）

第５条　委員会の事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学人権環境委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の教員、職員及び学生の安全かつ健全な環境を保持することを目的として、人権環境委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

（組 織）

第２条　委員長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは学長が代理者を指名する。

２　委員は委員長が委嘱し、委員会は次の委員をもって組織する。

（1）副学長
（2）学生部教職員　　２名（各キャンパス１名）
（3）教務部教職員　　１名
（4）文学部教員　　１名
（5）教育学部教員　　１名
（6）健康福祉学部教員　１名
（7）家政学部教員　　１名
（8）看護学部教員　　１名
（9）心理学部教員　　１名
（10）短期大学教員　　２名
（11）理事（事務統括責任者）
（12）学生事務部長

３　委員長及び委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

５　委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

６　委員会の事務は、委員長の委嘱を受けた者が行う。

（任 務）

第３条　委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）教職員並びに学生を対象とした、人権教育、人権啓発のための研修の実施
（2）人権意識の普及、高揚のために必要な広報活動
（3）人権上の環境改善のために必要な調査（ハラスメントに関する事項を除く）
（4）人権に関わる苦情の処理（ハラスメントに関する事項を除く）
（5）人権上の相談及び苦情を処理するための窓口の設置（ハラスメントに関する事項を除く）
（6）その他、安全でかつ健全である環境づくりの促進と保持に必要な事項

（ハラスメント調査委員会）

第４条　（廃止）

（調査委員会内規）

第５条　（廃止）

（事務）

第６条　委員会の事務は、総務課（総務人事担当）で行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学人権環境委員会規程、神戸女子短期大学人権環境委員会規程及び神戸女子短期大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更等）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学ハラスメント調査委員会内規（廃止）

神戸女子大学･神戸女子短期大学人権環境委員会規程第５条に基づき 、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。）の内規を以下のとおり定める。

1　調査委員会設置にあたっての委員については、人権環境委員会の議を経て同委員会委員長が指名する。特にセクシュアル・ハラスメントに関しての調査委員会設置の場合は、両性の委員で構成すること。
2　調査委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。
3　調査委員会は、調査にあたっては、申し立て人の意思を尊重しなければならない。
4　調査委員会は、調査のために必要があれば、当事者に聴取及び審問をすることができる。この場合は、当事者のプライバシー等の権利を十分に配慮しなければならない。
5　調査委員会は、調査に当たっては、申し立て事実の当否を判断するために必要な範囲内に限定すること。
6　調査委員会は、調査で知り得た情報を、関係者以外に漏らしてはならない。
7　調査委員会は、調査を終えた時、調査報告書を作成し人権環境委員会委員長に報告しなければならない。
8　調査報告書には、理由を明示して意見を添えることができる。
（内規の改廃）
9　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則
1　この内規は、令和２年４月１日から施行する。
2　この内規の施行に伴い、神戸女子大学ハラスメント調査委員会内規は廃止する。

附　則
この内規は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
この内規は、令和８年３月 31 日をもって廃止する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学入試委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、入学者選抜試験（以下「入試」という。）に関する企画から実施までの業務を円滑かつ公正に実施することを目的として常設する入試委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（所管事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) 入試方法に関する事項

(2) 大学入学共通テストの実施に関する事項

(3) 入試の運営（問題作成手続から合否判定作業までの一連の過程）に関する事項

(4) 入試データの管理に関する事項

(5) 入試方式企画立案のための調査

(6) 受験志願者に対する広報の方針に関する事項（入試要項案の作成、オープンキャンパス実施計画を含む。）

(7) その他入試に関する事項

（組織等）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 各学部長

(4) 短期大学部長

(5) 各学科・課程からの代表者各１名

(6) 入試広報部長

(7) 理事（事務統括責任者）

(8) その他委員長が認めた委員

２　委員長は、学長がその任に当たる。

３　委員長は、委員会の構成員の中から入試統括責任者を任命することができる。

４　委員会に必要に応じて事務担当者等を加えることができる。

（委員会等の運営）

第４条　委員会は、次の手続に基づいて運営する。

(1) 委員会は、委員長が召集する。

(2) 委員会は、委員長が討議事項を取りまとめる。

(3) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(4) 委員会の審議内容について、入試広報部は議事録を作成する。

(5) 委員会の事務は、入試広報部が行う。

（実施手続）

第５条　委員会の審議結果については、 部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学入試委員会規程、神戸女子短期大学入学試験委員会規程及び神戸女子短期大学入学試験運営細則は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学入学者選考規程

第１条　入学者選抜試験（以下「入試」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第２条　入試は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人入試、神女ファミリー入試及び編入学試験（神戸女子大学のみ）とする。

第３条　総合型選抜は、「小論文」、「プレゼンテーション」、「実技」、「学力試験」、「面接」、「調査書」、「自己推薦書」、「英語外部検定試験」等に基づき選考する。

第４条　学校推薦型選抜は、「出身高等学校長の推薦書」により、「口述試問」、「学力試験」、「調査書」、「志望理由書」、「英語外部検定試験」等に基づき選考する。

第５条　一般選抜は、学力試験の得点あるいは大学入学共通テストの得点、又はその両方の総合得点に基づき選考する。

第６条　一般選抜の学力試験科目は、別表（１）のとおりとする。

第７条　社会人入試は、「小論文」及び「面接」の結果に基づき選考する。神女ファミリー入試は「学力試験」の結果並びに「面接」、「自己推薦書」及び「調査書」に基づき選考する。

第８条　編入学試験は別表（２）のとおりとする。

第９条　試験方法、試験科目、試験日程等は、６月末日までに公示する。

第10条　合否の判定は、入試委員会の作成した資料に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き学長が行う。

第11条　入試に関する事務は、入試広報部が担当する。

第12条　入試に関する細目は、入試委員会において定める。

第13条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学入学試験規程及び神戸女子短期大学入学選考規程は廃止する。

別表（1）

＊一般選抜の学力試験科目

（神戸女子大学全学部・神戸女子短期大学全学科　共通）

一般入試前期

出題科目：英語、国語、化学、生物、数学、日本史、世界史

一般入試中期

出題科目：英語、国語、化学、生物、数学、日本史

一般入試後期

出題科目：英語、国語、化学、生物、数学、日本史

別表（２）

＊編入学試験

学園内編入学

対象学部：文学部・家政学部・健康福祉学部

一般編入学

２年次編入 対象学部：文学部（教育学科以外）、家政学部（管理栄養士養成課程以外）、健康福祉学部（健康スポーツ栄養学科以外）

３年次編入 対象学部：文学部、家政学部、健康福祉学部（健康スポーツ栄養学科以外）

ただし、対象学部・学科については、上記記載にかかわらず、定員の超過・欠員状況等により、変更することがある。

神戸女子大学・神戸女子短期大学入学試験得点調整細則

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学入試委員会規程第２条（３）に基づき、入学試験における得点調整にかかる細則を定める。

第２条　入学試験において、下記の条件のときに得点調整を行うものとする。

(1) 同一試験区分内で、15 点以上の平均点差が生じた場合行う。

(2) 入試委員長が、特に必要であると判断した場合は（１）にかかわらず、得点調整を行うことがある。

第３条　得点調整の要領は、下記のとおりとする。

(1) 公平性の観点から、調整後も各科目の平均点の順序をかえないこととし、最高平均点科目と最低平均点科目との平均得点差が 10 点程度になるように調整する。その際、平均点がその間にある科目についても、素点の平均点差の比率に応じて調整する。

(2) ０点は０点、100 点は 100 点に固定する。

第４条　この細則の改廃は、神戸女子大学・神戸女子短期大学入試委員会で審議し、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和２年４月１日より適用する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－007－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学高大連携・交流委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学の高大連携・交流の円滑な推進のため、必要な事項を検討し審議することを目的として高大連携・交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 高等学校との教育交流に関する協定に関すること。

(2) 高大連携科目受講生の受入れに関すること。

(3) 高大連携・交流の実施・運営に関すること。

(4) その他高大連携・交流の推進に関すること。

（組 織）

第３条　委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 神戸女子大学の各学部から選出された教員

(3) 神戸女子短期大学から選出された教員

(4) 入試広報課、教務課、学生課に配置する職員

(5) その他、学長が委嘱した委員

２　委員長は、委員の中から学長の指名により任命する。

（運 営）

第４条　委員会は、次の手続きに基づいて運営される。

(1) 委員長が審議事項を取りまとめ委員を招集し、会議を開催し、その議長となる。

(2) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(3) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(4) 委員による審議は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、議事の許諾は委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

(5) 委員による審議は、メールにて代行することができ（以下メール会議）、メール会議における議事の許諾は全委員の過半数の賛成をもって委員会決議とする。

(6) 委員による会議の審議内容については、議事録を作成し、地域連携推進センター長に報告する。

（実施手続）

第５条　委員会の審議結果に基づき、部局長等会議の意見を聴き学長が実施する。ただし、学長は、実施にあたり教授会の意見を聴くことができる。

（所管事務）

第６条　委員会の事務を所管する部署は、入試広報課とする。

（改 廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学高大接続・連携委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

【規程番号　神女大短Ⅰ－008】

神戸女子大学・神戸女子短期大学危機管理委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処することを目的として常設する危機管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学内外の危機に関する情報の収集及び分析に関すること。

(2) 危機への対応策の検討、立案及び実施に関すること。

(3) 危機管理マニュアルの作成、見直し及び周知に関すること。

(4) 学生及び教職員に対する適切な情報提供に関すること。

(5) 学生及び教職員への啓発及び訓練の実施に関すること。ただし、訓練の実施に関しては「防火・防災管理委員会」と連携して行うこととする。

(6) 危機対策本部の組織体制の立案及び活動内容の立案及び決定に関すること。

(7) 緊急時の情報伝達体制の整備に関すること。

(8) 危機対策本部の設置場所、備品及び通信機器の準備に関すること。

（組 織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長の指名する委員長

(2) 国際交流推進部長

(3) 学生部長

(4) 教員若干名

(5) 理事（事務統括責任者）

(6) 教務事務部長

(7) 学生事務部長

(8) 情報センターに配置する職員　１名

(9) 施設管財課長

(10) 前項第２号から第９号までの委員は、委員長が委嘱する。

（任 期）

第４条　委員の任期は、職務上委員となるものを除き１年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員長は学長の指名による。

２　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

３　委員長は委員会を統括し、審議の内容および結果を学長に報告する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことが

できる。

（事 務）

第７条　委員会の事務は、内部監査室が行う。

（雑 則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学危機管理委員会規程及び神戸女子短期大学危機管理委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－009】

神戸女子大学・神戸女子短期大学防火・防災管理委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、行吉学園防災管理規程第９条の規定に基づき、神戸女子大学及び神戸女子短期大学における、火災、地震､豪雨等の自然災害及びその他の災害の予防と、その対策並びに啓発を行うことを目的として常設する防火・防災管理委員会（以下｢委員会｣という。）に関し、必要な事項を定める。

（学長の責務）

第２条　学長は､委員会を通じて、教職員､学生等の生命､身体及び教育施設を災害から守るため、災害対策について必要な処置を行う。

（委 員）

第３条　委員会委員長及び委員は学長が指名する。

２　委員会の委員は教員及び事務職員をもって構成する。

(委員会の開催)

第４条　委員会は、会議を春、秋の年２回程度行い、次の場合は臨時に開催するものとする。

(1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。

(2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めたとき。

（審議する事項）

第５条　委員会は災害及び防災業務の効率的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた消防計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。

(1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。

(3) 自衛消防訓練に関すること。

(4) 教職員・学生への教育訓練に関すること。

(5) その他防災管理に必要な事項。

（災害対策本部の設置）

第６条　学長は、災害が発生し又は発生が予想される場合は、必要に応じ災害対策本部を設置し、本部長となる。

（防災管理責任組織）

第７条　学長は、防火対策を遂行するため、本委員会を通じて、教職員による防火の責任分担を目的とした防火管理責任組織(火元責任者）を別に定め、周知させる。

（緊急連絡網）

第８条　委員会は夜間並びに休日に発生する災害への対応のため、緊急連絡網を別に作成し、周知させる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

（雑 則）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学防火・防災管理委員会規程、神戸女子短期大学防火・防災管理委員会規程及び神戸女子短期大学自衛消防組織規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学術研究推進委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、学術研究の推進を目的として学術研究推進部に常設する神戸女子大学・神戸女子短期大学学術研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（業務の包括）

第１条の２　委員会は次の委員会の業務を総括する。

(1) 研究倫理委員会
(2) 人間を対象とする研究倫理委員会
(3) 公的研究不正防止計画推進委員会
(4) 利益相反マネジメント委員会
(5) 安全保障輸出管理委員会

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究環境の整備
(2) 外部資金の獲得とそのための情報収集・広報活動
(3) 共同研究・受託研究などの推進
(4) 知的財産権活動の推進と管理
(5) 研究者の国際交流推進
(6) 研究活動の点検・評価の実施
(7) 前条に定める委員会に関する事項

（組 織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学術研究推進部長
(2) 学術研究推進部次長
(3) 各学科から選出された教員各１名

２　委員長は、学術研究推進部長とする。

３　委員は、学長が任命し、教授会で報告する。

４　その他委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴取することができる。

（任 期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第５条　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は、総務企画部総務課（大学庶務担当）が行う。

（雑 則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学術研究推進委員会規程及び神戸女子短期大学研究推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学
人間を対象とする研究倫理委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学研究倫理規程に基づき、神戸女子大学及び神戸女子短期大学において人間を直接の対象とする研究又はその成果の公表が、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿い、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省告示）」の原則を踏まえているか、倫理的な観点から審査することを目的とする。

（委員会の任務）

第２条　人間を直接の対象とする研究を行う教員、又は同研究を行う大学院生(研究生を含む）を指導する教員（以下「申請者」という。）は、神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に研究計画の審査を申請するものとする。

２　委員会は、人間を直接の対象とする研究に関して、教員から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項に留意して、審査を行うものとする。

（1）研究の対象となる個人の人権を擁護するための配慮

（2）当該個人（必要のある場合はその家族）に理解を求め同意を得る方法

（3）研究によって生じる当該個人への不利益及び危険性に対する配慮

３　委員会は、必要に応じて研究内容の経過報告を受けることができる。

（組織等）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、男女両性で構成するものとする。

（1）学術研究推進部長

（2）文学部から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（3）教育学部から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（4）健康福祉学部から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（5）家政学部から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（6）看護学部から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（7）心理学部から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（8）神戸女子短期大学から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（9）医学・医療の分野を専門とする本学教員の中から選出された教授、准教授、助教又は講師若干名

（10）学外の有識者若干名

（11）その他委員会が必要と認めた者

２　委員の任命は学長が行う。

３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委員長の職務）

第４条　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

２　委員長が申請者となった場合は、又は委員長に職務遂行上の支障が生じた場合は、副委員長又は

副委員長により指名された委員がその職務を代行する。

（議 決）

第５条　委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。

２　委員会の議事は、出席委員の３分の２以上の同意により決する。

３　申請された研究計画の内容によっては、委員会が必要と認めた者の意見を求めることができる。

（専門委員会）

第６条　委員会にはヒトゲノム･遺伝子解析研究に関する倫理審査の助言を得るため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、委員長及び当該専門事項に係る若干名の専門委員をもって組織し、科学的観点から当該専門事項の安全性の審査を実施するとともに、その結果を文章で委員会に報告しなければならない。

３　専門部会の専門委員は学長が委嘱する。委員長が必要と認めた場合は学外の研究者に専門委員を委嘱することができる。

４　委員長はヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する審査申請書が提出された時点で専門委員を招集し、専門部会を開催することができる。

５　委員会ではこの専門部会の報告を参考に、当該申請書を倫理的な観点から審査する。

（審 査）

第７条　研究計画の審査を申請しようとする者は、様式第１号の審査申請書に加えて、研究対象者に対する事前説明書（様式第３ 号）・同意書（様式第４号）・同意撤回書（様式第５号）等の書式を委員長に提出しなければならない。

２　研究計画で認められる研究期間は、承認を受けた日から起算して２年以内とする。

３　委員長は、前項の申請書を受理した時は、速やかに委員会を招集するものとする。

４　委員会は必要に応じて、研究責任者又は共同研究者に対して申請内容等の説明を求めることができる。

（迅速審査）

第８条　委員長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、迅速審査による審査を行うことができる。

(1) 研究計画の軽微な変更の審査

(2) 共同研究であって、既に主たる他の研究機関において倫理委員会の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の審査

(3) 研究対象者に対して最小限の侵襲（日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超えない研究計画の審査

２　迅速審査を申請する者は、第６条第１項の規定に基づく審査申請書とともに様式第２号審査依頼書を提出する。

３　前項の迅速審査は、委員長及び委員長が指名した委員１名以上の協議によって行うものとする。

４　委員長は、申請の内容及び迅速審査の結果について、委員会のすべての委員に報告するものとする。

５　前項の審査結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は相当な理由があると認めたときは、委員会を開催し、当該事項について改めて審査を行うものとする。

（審査の判定と報告）

第９条　審査の判定は、次の各号に掲げる表示によるものとする。

（1）承認

（2）条件付き承認

（3）継続審議

（4）不承認

（5）非該当

２　委員長は、審査終了後、速やかに審査結果を学長に報告する。

（判定の通知）

第10条　学長は、審査結果に基づいて、様式第７号の審査結果報告書を申請者に交付しなければならない。

２　審査の判定が承認又は条件付き承認の場合、学長は申請者に対して研究実施の許可を（条件付き承認の場合は、当該条件を付した許可）を与える。ただし、委員会から軽微な質問又は改定の指摘がなされた場合は、申請者は当該指摘がなされた日から２ヶ月以内に適切に回答しなければならない。この場合において、当該提出期限内に申請者からの回答がないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

３　審査の判定が承認以外の場合、委員長はその理由を付して申請者に通知する。

（再審査）

第11条　委員会における審査の判定結果に対し異議のある場合、申請者は学長に再度の審査を請求することができる。

２　再審査について学長は、初回審査を担当した委員以外の学識経験者を学長の指名により３名追加して、委員長に再審査のための委員会の招集を命ずることができる。

３　委員長は、学長から再審査のための委員会の招集を命ぜられた場合、速やかに委員会を招集しなければならない。

４　再審査の請求は、様式第４号の再審査申請書により行われなければならない。

５　前項の規定により再審査請求ができる期間は、判定結果通知を受領した翌日から起算して、２週間以内とする。

（審査の証明）

第12条　研究に係わる論文の雑誌掲載等に関して、必要な倫理審査の証明は、委員会が認定した上で行う。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行なうものとする。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会規程及び神戸女子短期大学人を対象とする研究倫理委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－010－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学
公的研究費不正防止計画推進委員会規程

（設置）

第１条　本学に、公的研究費の不正防止計画を推進するため、神戸女子大学及び神戸女子短期大学における公的研究費の取り扱い及び不正使用防止に関する規程（以下「不正防止に関する規程」という。）第６条に基づき、公的研究費不正防止計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議し、及びこれらに関し、必要と認められる事項について、不正防止に関する規程により改善策等の指導・助言を行う。

(1) 不正発生要因の把握及び分析に関すること。

(2) 改善策の策定に関すること。

(3) 不正の適切なチェック体制の構築に関すること。

(4) 不正防止計画の進捗状況の把握に関すること。

(5) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること。

(6) その他不正防止に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、最高管理責任者（学長）を委員長とし、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者（副学長）

(2) コンプライアンス推進責任者（各学部長、短期大学部長、研究科長及び学術研究推進部長）

(3) 事務管理責任者（総務企画部長）

(4) 総務企画部総務課長（大学庶務担当）

（委員以外の者の出席）

第４条　委員長が、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務担当）

第５条　委員会の事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学公的研究費不正防止計画推進委員会規程及び神戸女子大学短期大学公的研究費不正防止計画推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学安全保障輸出管理委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学安全保障輸出管理規程第９条に基づき、神戸女子大学・神戸女子短期大学の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　委員会は、輸出管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 規程等の制定及び改廃に関する事項

(2) 輸出管理二次審査に関する事項

(3) 輸出管理に係る業務の監査に関する事項

(4) 輸出管理の法令遵守に係る研修、教育、啓発活動に関する事項

(5) その他輸出管理に関する事項

（組 織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって構成し、委員長は本学の安全保障輸出管理規程による輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）とする。

(1) 統括責任者（副学長１名）

(2) 管理責任者（各学部長、短期大学部長）

(3) その他委員長が必要と認めた者

（任 期）

第４条　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第５条　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

【規程番号　神女大短Ⅰ－011】

神戸女子大学・神戸女子短期大学環境保全委員会規程

（名称、目的）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教育研究に係わる教職員と学生の安全を図り、教育研究活動による環境負荷を軽減するために、環境保全委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

（構 成）

第２条　委員会は、学長、副学長、部局長、総務企画部長及び第５条に規定されている専門委員会委員長をもって構成する。

２　学長は、副学長を委員会委員長に指名する。

（会 議）

第３条　委員会は学長が招集し、原則として４月と９月に開催する。

２　委員会委員長は、議長となる。

（審議事項）

第４条　委員会は、環境保全に関する次の事項の基本方針を審議する。

(1) ＤＮＡ実験の安全性に関する事項
(2) 微生物実験の安全性に関する事項
(3) 有害な化学物質（毒物、劇物など）の管理と処理に関する事項
(4) 動物実験に関する事項
(5) 廃棄物の処理及び再生資源利用の促進に関する事項
(6) その他、教育研究環境の改善に関する事項

（専門委員会の設置）

第５条　前条の環境保全対策を円滑に実施するため、委員会のもとに次の専門委員会を設置して総括する。

(1) 組換えＤＮＡ実験安全専門委員会
(2) 微生物実験安全専門委員会
(3) 化学物質等管理専門委員会
(4) 動物実験委員会

２　委員会には、前項の専門委員会のほか、必要に応じてその他の専門委員会を置くことができる。

３　各専門委員会の運営方法は、各委員会の定めによる。

（事 務）

第６条　委員会の事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

２　専門委員会の事務は各委員会で行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学環境保全委員会規程、神戸女子大学環境保全専門委員会規程及び神戸女子短期大学安全・衛生対策委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－011－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学化学物質等管理専門委員会要項

（設 置）

第１　本学に、神戸女子大学・神戸女子短期大学環境保全委員会規程第５条の規定に基づき、神戸女子大学･神戸女子短期大学化学物質等管理専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（化学物質の定義）

第２　この要項において、「化学物質」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が規定する廃棄物と「労働安全衛生法」、「有機溶剤中毒予防規則」、「特定化学物質障害予防規則」、「毒物及び劇物取締法」、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「下水道法」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」等が規制する物質を言う。

（所掌事項）

第３　委員会は、化学物質の管理に関し、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

(1) 化学物質の管理状況の調査

(2) 化学物質の処理

(3) 事故対策に関する事項

(4) その他、化学物質等による環境汚染の発生防止に関する事項

（組 織）

第４　委員会は、授業や研究等において化学物質を使用する学部、及び短期大学から教員１名以上を選任して構成する。

２　　前項の委員は、学部長又は短期大学部長の推薦に基づき、学長が任命する。

（任 期）

第５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６　委員会に、委員長と副委員長を置く。

２　委員長の選出は、互選による。

３　副委員長は、委員長の指名による。

（会 議）

第７　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（庶 務）

第８　委員会の庶務は、委員会において処理する。

（改 廃）

第９　この要項の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学化学物質等管理専門委員会要項は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－011－(4)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス
動物実験運営委員会規程

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第６条に基づき、ポートアイランドキャンパスに動物実験運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第２条　委員会は、ポートアイランドキャンパスにおける実験動物の管理・運営に関する必要事項を定め、実験動物を用いた教育・研究を適正に行うことを目的とする。

２　委員会は動物実験規程第７条の実験動物の飼養保管施設等の維持管理及び改善、実験動物についての管理運営を動物実験委員会と協力して行う。

第３条　委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員で構成する。

(1) ポートアイランドキャンパスの動物実験責任者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。

(2) ポートアイランドキャンパスの動物実験管理者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。

(3) 実験動物に関して優れた識見を有する者。

(4) 学長が必要と認めた学識経験者。

第４条　委員会に委員長を置き、委員長は学長が任命する。

第５条　委員長は、必要あるときは、委員会の承認を得て委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第６条　委員は、動物実験計画及び動物飼育に関することで知りえた情報を第３者に漏らしてはならない。

第７条　　この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会規程は廃止する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－011－(4)】

神戸女子大学須磨キャンパス動物実験運営委員会規程

第１条　神戸女子大学動物実験規程第６条に基づき、須磨キャンパスに動物実験運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第２条　委員会は、須磨キャンパスにおける実験動物の管理・運営に関する必要事項を定め、実験動物を用いた教育・研究を適正に行うことを目的とする。

２　委員会は神戸女子大学動物実験規程第７条の実験動物の飼養保管施設等の維持管理及び改善、実験動物についての管理運営を動物実験委員会と協力して行う。

第３条　委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員で構成する。

(1) 須磨キャンパスの動物実験責任者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。

(2) 須磨キャンパスの動物実験管理者として動物実験等に関して優れた識見を有する者。

(3) 実験動物に関して優れた識見を有する者。

(4) 学長が必要と認めた学識経験者。

第４条　委員会に委員長を置き、委員長は学長が任命する。

第５条　委員長は、必要あるときは、委員会の承認を得て委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第６条　委員は、動物実験計画及び動物飼育に関することで知りえた情報を第３者に漏らしてはならない。

第７条　この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。この規程の制定に合わせて、神戸女子大学実験動物室運営専門委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学教務委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という）の教育課程における教育プランの企画、運営、充実等を図ることを目的として常設する教務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（業務の包括）

第１条の２　委員会は次の委員会の業務を総括する。

（1）学籍異動に関する委員会
（2）ＦＤ委員会
（3）全学共通教育運営委員会

（審議事項）

第２条　委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

（1）本学の教育課程の調整に関する事項
（2）本学の資格養成講座の調整に関する事項
（3）学則に定められた教育課程に基づく授業計画に関する事項
（4）学則に定められた教育課程に基づく授業時間割編成に関する事項
（5）学年暦の作成に関する事項
（6）授業計画書（シラバス）に関する事項
（7）履修要領に関する事項
（8）卒業判定に関する事項
（9）教務部所管の学則の変更に関する事項
（10）教務部所管の諸規則に関する事項
（11）教職支援センター運営委員会との連携に関する事項
（12）全学共通教育部との連携に関する事項
（13）国際交流推進部との連携に関する事項
（14）学習支援に関する事項
（15）前条に定める委員会に関する事項
（16）その他委員長が必要と認めた事項

（組 織）

第３条　委員会は次の各号に掲げる教職員をもって組織し、学長が任命する。

（1）教務部長
（2）教務部次長
（3）各学科・課程からの代表者各１名
（4）全学共通教育運営委員会からの代表者１名
（5）教職支援センター運営委員会からの代表者１名
（6）国際交流推進委員会からの代表者１名
（7）各研究科からの代表者１名

(8) 教務事務部長
(9) 教務課長

2　委員長は必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第４条　前条第１項第１号、第２号、第４号、第５号及び第６号の委員の任期は、その在任期間とする。

2　前条第１項第３号及び第７号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

3　委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会には委員長を置き、教務部長がこれに当たる。

2　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者又は教務部次長がその職務を代行する。

（運 営）

第６条　委員会は委員長が招集し、議長として議事運営に当たる。

2　委員からの提案は各所属学科・課程・専攻・所属委員会・部の意見を集約したものを原則とする。

3　委員会は委員の３分の２以上の出席をもって成立し、出席者の３分の２の賛成をもって委員会決議とする。

4　議事の記録は委員の持ち回りとする。

（守秘義務）

第７条　委員は次の各号に掲げる事項について、委員長の許可なく委員以外の教職員及び学生に口外してはならない。

(1) 個人情報に関する事項
(2) 委員会での審議中の事項
(3) 教授会等での未承認事項

（事務の所管）

第８条　委員会の事務は、教務課が行う。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学教務委員会規程及び神戸女子短期大学教務委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年６月 13 日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に学籍異動に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第２条　委員会は、学生の退学、休学、復学及び除籍等の学籍異動に関する審議を行い、学長に意見を述べることを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 退学に関する事項

(2) 休学に関する事項

(3) 除籍に関する事項

(4) 復学に関する事項

(5) その他学長が必要と認めた学籍に関する事項

２　前項にかかわらず、懲戒による学籍異動については審議しないものとする。

（審議結果報告）

第４条　委員会の委員長は、審議を終えた時、速やかに学長に意見を述べるものとする。

（組 織）

第５条　委員会は次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 教務部長

(2) 学生部長

(3) 学生支援センター長

(4) 教務部次長

(5) 学生部次長

(6) 学生支援副センター長

(7) その他学長が指名する者

２　委員会には委員長を置き、教務部長がこれに当たる。

３　委員長に事故があるときは、学生部長がその職務を代行する。

４　委員会には、第１項各号の委員以外に教務事務部長、教務課長及び学生課長及び学生支援センター事務室課長が委員に準じて出席することができる。

５　委員長は必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第６条　前条第１項第１号から第６号までの委員の任期は、その在任期間とする。

２　前条第１項第７号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（運 営）

第７条　委員会は委員長が招集し、議長として議事運営に当たる。

2　委員会は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

（手続き）

第８条　この規程に定めるもののほか、学籍異動にかかる手続きについては別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学籍異動に関する委員会規程及び神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年９月28日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年７月11日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生の学籍異動に関わる手続について

神戸女子大学・神戸女子短期大学学籍異動に関する委員会（以下「委員会」という。）規程における、学生の学籍異動の手続きについては、以下のとおり行うこととする。

（退学願について）

１．学生が病気その他やむ得ない理由により退学をする場合は、意思決定後速やかに退学願を保証人連署のうえ、クラス担任、指導教員（大学院）に提出すること。

２．退学願が４月末までに提出された場合は前年度末、10 月末までに提出された場合はその年度の前期末の退学として委員会で審議する。

３．退学願が提出された場合、クラス担任、指導教員（大学院）は、退学願添付書類を明記したうえ、学科主任、専攻主任（大学院）に速やかに提出すること。退学願は、学科主任、学部長、専攻主任、研究科長の押印後、事務担当者を経て委員会に提出される。

４．委員会は速やかに審議して学長に報告し、学長は報告を受け退学を決定する。

（休学願について）

１．学生が病気その他やむ得ない理由により３ヶ月以上修学できない場合は休学を希望することができる。休学を希望する場合は、意思決定後速やかに休学願（証明書類等の添付を要する）を保証人連署のうえ、クラス担任、指導教員（大学院）に提出すること。

２．休学願が３月末までに提出された場合は前期から、８月末までに提出された場合は後期からの休学として委員会で審議する。

なお、不測の事故・疾病等の事情により、上記に定める期限までに休学願が提出できない場合は、前期は５月末まで、後期は 10 月末までに休学願（証明書類等の添付を要する）を提出しなければならない。ただし、休学許可日が当該学期の開始日以降であっても、休学期間は当該学期の開始日からとし、休学期間は半期又は１年とする。

３．休学願が提出された場合、クラス担任、指導教員（大学院）は、休学願添付書類を明記した上、学科主任又は専攻主任に速やかに提出すること。休学願は、学科主任、学部長、専攻主任、研究科長の押印後、事務担当者を経て委員会に提出される。

４．委員会は速やかに審議して学長に報告し、学長は報告を受け休学を決定する。

５．休学が許可された場合、当該学期の履修は無効とする。

（復学願について）

１．学生が休学の理由が解消して復学をする場合は、意思決定後速やかに復学願を保証人連署のうえ、クラス担任、指導教員（大学院）に提出すること。

２．復学願の提出は、復学を希望する日の１カ月前を目安とし、４月から復学を希望する場合は、前年度の２月末、後期からの場合は８月末をめどに提出すること。

３．休学の理由が病気等であった場合は、復学が可能であると判断できる「診断書」の提出を学生に求めることがある。

4．復学願が提出された場合、クラス担任、指導教員（大学院）は、学科主任、専攻主任に速やかに提出すること。復学願は、学科主任、学部長、専攻主任、研究科長の押印後、事務担当者を経て委員会に提出される。
5．委員会は速やかに審議して学長に報告し、学長は報告を受け復学を決定する。

（除籍について）
1．神戸女子大学学則（以下「大学学則」という。）第 19 条第 3 号、神戸女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 20 条第 3 号又は神戸女子短期大学学則（「短期大学学則」という。）第 17 条第 3 号の授業料等未納による除籍等に関する取扱いについては、「授業料未納者の除籍等に関する取扱い規程」に則り行うものとする。
2．大学学則第 19 条第 1 号及び第 2 号、大学院学則第 20 条第 1 号及び第 2 号又は短期大学学則第 17 条第 1 号及び第 2 号に該当して除籍になる場合も上記規程に準じて行うものとする。
3．大学学則第 19 条第 4 号及び短期大学学則第 17 条第 4 号に該当する場合は、委員会の意見を聴き学長が除籍を決定する。

（手続きの改廃）
1．手続きの改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則
1．この手続きは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2．この手続きの施行に伴い、「神戸女子大学学生の学籍異動に関わる手続について」及び「神戸女子短期大学学生の学籍異動に関する手続について」は廃止する。

附　則
この手続きは、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
この手続きは、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学 FD 委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に FD 委員会（以下「委員会」という。）を置き、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準に基づき、組織的な研修及び研究（FD）を実施し、本学における授業の内容及び方法の改善を図ることを目的とする。

（組 織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 大学の各学科に所属する教員各１名

(3) 大学院の各専攻に所属する教員各１名

(4) 短期大学の各学科に所属する教員各１名

(5) 全学共通教育運営委員会委員１名

(6) 教務課長

２　前項第６号を除く各号の委員を兼務することは、これを妨げない。

３　第１項第６号を除く委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　委員長は、学長が指名する。

５　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

６　委員長に事故があるときは、学長が代理を指名する。

７　第１項第２号、第３号、第４号及び第５号の委員は委員長からの推薦に基づき、学長が指名する。

８　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) FD 活動の計画及び実施、運営及び支援に関する事項

(2) FD 活動に関する情報収集及び提供に関する事項

(3) FD 活動の自己点検・評価に関する事項

(4) その他、委員会が必要と認める事項

２　前項各号について審議された事項は、内部質保証委員会に報告する。

（事務）

第４条　本規程に関する事務は、教務課が行う。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、委員会及び内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学 FD・SD 委員会規程及び神戸女子短期大学 FD・SD 委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(3)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学全学共通教育運営委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の建学の精神を具現化するため、学部・学科を超えた全学的教育プランを企画、運営することを目的として設置された全学共通教育運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　委員会は、委員長が招集し、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 建学の精神を具現化する教育内容の検討並びに学部・学科を超えた全学的教育プラン（科目及び科目外）の企画立案

(2) 各学部・学科の専門科目以外の全学共通科目の立案、運営

(3) 各学部・学科の相互履修を可能とするカリキュラムを企画立案

(4) 各学部・学科の専門科目への全学的視野に立った教育科目の提案

(5) 資格科目のうち、全学に共通する科目、これに準ずる科目、及びキャリアサポートに関連する科目の企画立案並びに運営

(6) 文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」に基づく本学の認定プログラムに関する事項

(7) その他、上記運営に係る予算及び人事等

２　委員による審議は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立し、議事の許諾は委員の委任状を含めた出席者の３分の２以上の賛成をもって委員会決議とする。

３　委員による審議は、メールにて代行することができ（以下メール会議）、メール会議における議事の許諾は全委員の過半数の賛成をもって委員会決議とする。

（組 織）

第３条　委員会は、各号に掲げる教員をもって組織する。

(1) 全学共通教育部長

(2) 全学共通教育部次長

(3) 職務上委員となるもの

(4) 各分野代表

(5) その他、部長が必要と認めた者

２　委員会には、前項の委員以外に、教務課長、教務課担当課員等が委員に準じて出席することができる。

３　委員は、学長が任命し、教授会で報告する。

４　委員会は、前条第１項第６号に定める事項の審議にあたり、ワーキンググループを設置して審議を委ねることができる。なお、ワーキンググループに関する事項については別に定める。

（委員長）

第４条　委員長は、全学共通教育部長とする。

２　委員長に事故があるときは、その職を事前に委員長が指定するものが代行する。

（委 員）

第５条　委員の任期は、職務上委員となる者を除き１年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は、教務課が行う。

（雑 則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学全学共通教育運営委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和５年10月19日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学
数理・データサイエンス・AI 教育ワーキンググループ規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学全学共通教育運営委員会規程第３条第３項の規定に基づき設置する数理・データサイエンス・AI 教育ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　ワーキンググループは、文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」に基づく神戸女子大学・神戸女子短期大学の認定プログラムの運営に関して、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 認定プログラムに関する計画・実施

(2) 認定プログラムに関する改善・進化

(3) 認定プログラムに関する自己点検・評価

(4) その他、上記運営に係る事項

（組 織）

第３条　ワーキンググループの構成員は、次の各号に掲げる教員をもって組織する。

(1) 全学共通教育運営委員長

(2) 全学共通教育運営委員のうち情報分野代表

(3) その他、全学共通教育運営委員長が必要と認めた者

２　ワーキンググループの長（以下「グループ長」という。）は全学共通教育運営委員長とする。

３　グループ長に事故があるときは、同条第１項第２号に定める情報分野代表のうちグループ長が事前に指定した者が優先してその職務を代行する。

４　構成員は、グループ長が任命し、全学共通教育運営委員会に報告する。

（運 営）

第４条　会議はグループ長が招集し、議長を務める。

２　議事は、構成員全てのうち委任状を含めた過半数の賛成を以て決議する。なお、審議結果については議長が全学共通教育運営委員会に報告する。

（構成員）

第５条　構成員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

２　構成員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑 則）

第６条　この規程に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、グループ長が決定する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、全学共通教育運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和５年 10 月 19 日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学習支援推進委員会規程【廃止】

（設 置）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という）の学生が自ら学び、学業の達成を図り、国際的視野を培い、社会的職業的自立に必要な能力を養えるように学生の学力及び学習力の育成支援と本学の環境整備を図ることを目的として、学習支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) ライブラリー・コモンズの管理運営に関すること。

(2) ポートフォリオの運用・管理に関すること。

(3) 教育における ICT 活用に関すること。

(4) 学習支援に関する各種講座等の企画・運営に関すること。

(5) 関係する各部・センター等との連携に関すること。

(6) その他学習支援に関すること。

（組 織）

第３条　委員会は、次の構成員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 関係する各部・センター等の各部門が選任した専任教員或いは職員

(3) 学習支援推進事務室長

２　委員長が必要と認めるときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

（委員長）

第４条　委員会に、委員長を置く。

２　委員長は、学長が任命する。

３　委員長は、委員会を統括し、代表する。

（構成員の任期）

第５条　第４条第１項第１号及び第２号の構成員の任期は、１年間とする。ただし、再任は妨げない 。

２　第４条第１項第３号の構成員の任期は、その職にある間とする。

３　構成員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（運 営）

第６条　委員会は、委員長が召集し、議長を務める。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の３分の２をもって決する。

３　委員による審議は、メールにて代行することができ（以下メール会議）、メール会議における議事の許諾は全委員の過半数の賛成をもって委員会決議とする。

４　委員長が必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めて意見聴取をすることができる。

（守秘義務）

第７条　各委員は、個人情報に関する事項や委員会で審議中の事項について、委員長の許可なく、委

員会以外の教職員や学生に口外してはならない。

（事 務）

第８条　委員会の事務所管部署は、教務課とする。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学習支援推進委員会規程及び神戸女子短期大学 ICT・情報委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年３月31日をもって廃止する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－013】

神戸女子大学・神戸女子短期大学国際交流推進委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学の教育・研究における国際交流を推進することを目的に常設する国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、委員長が招集し、次の事項について審議する。

(1) 外国の大学等との教育研究交流に関すること。

(2) 外国人留学生に関すること。

(3) 協定大学等への留学生の派遣に関すること。

(4) 協定大学等か らの留学生の受入に関すること。

(5) 海外研修に関すること。

(6) その他国際交流に関して委員長が必要と認めた事項。

(7) 委員による審議は、委員の委任状を含めた過半数の参加によって成立する。

(8) 委員による審議は、緊急事案が発生した場合及びその他やむを得ない場合は、メールにて代行することができる。

（組 織）

第３条　委員会は次に掲げる者をもって組織する。

(1) 国際交流推進部長（以下「委員長」という。）

(2) 国際交流推進部次長

(3) 学生部長

(4) 全学共通教育部長

(5) 委員長が委嘱した教授会構成員

(6) その他委員長が必要と認めた者

２　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

３　委員長が必要と認めたときは、小委員会を置くことができる。

（委員長）

第４条　委員長は国際交流推進部長とする。

２　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者又は国際交流推進部次長がその職務を代行する。

（委 員）

第５条　委員の任期は、職務上委員となるものを除き1年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は学長が任命し、教授会で報告する。

（事 務）

第６条　委員会に関する事務は、教務課が行う。

（雑 則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学国際交流推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館運営委員会規程

（趣 旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館規則第４条の規定に基づいて設置された神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、図書館長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

(1) 図書館の蔵書計画及び運営の大綱

(2) 図書館に関する諸規程の制定及び改廃

(3) その他図書館運営上の重要事項

（構 成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 図書館長（委員長）

(2) 図書館次長

(3) 各学科・課程から選出された教員各１名

(4) 図書館長が推薦する委員

(5) 各キャンパス図書館事務職員の代表者

（任 期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合、各学科は補充委員を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

（運 営）

第５条　委員会の運営は、次に定めるところによる。

(1) 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(2) 委員会は、定例として年２回開催する。

(3) 委員長が必要と認めた場合又は委員の過半数からの要請があった場合は、臨時の委員会を開催することができる。

(4) 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(5) 委員会の記録は、図書館事務室において保管する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学図書館運営委員会規程及び神戸女子大学短期大学図書館運営委員会規程は廃止する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－014－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学　学術機関リポジトリ委員会規程

（目的および設置）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学における教育・研究活動の学術成果物を、電子的に蓄積・収集・保存・発信する学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の充実とその円滑な運用を図るために、学術機関リポジトリ規程第４条第２項の規定に基づき、学術機関リポジトリ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

(1) リポジトリの運用に関すること。

(2) リポジトリの登録対象物の審査に関すること。

(3) リポジトリに登録されている学術成果物の修正・削除に関すること。

(4) その他リポジトリに関すること。

（組織）

第３条　委員会は、図書館長及び次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学術研究推進部長

(2) 図書館次長

(3) その他必要に応じて図書館長が委嘱する者

(4) 各キャンパス図書館事務職員の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

（委員長）

第５条　委員会の委員長は、図書館長とする。

（運営）

第６条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長を担当する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

（事務）

第７条　委員会の事務は、図書館事務室が行う。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 5 月 14 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、学生の学生生活支援及び厚生補導に関する事項を審議することを目的として常設する学生委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（業務の包括）

第１条の２　委員会は次の委員会の業務を総括する。

(1) 学生の懲戒に関する委員会

(2) 食堂改善委員会

(3) 保健管理委員会

(4) 学園祭衛生指導部会

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 学生生活上の諸課題への対応に関する事項

(2) 学生の厚生補導の実施に関する事項

(3) 学生生活の活性化に資するための諸事業・行事に関する事項

(4) 学生の表彰に関する事項

(5) 学生支援のための情報収集に関する事項

(6) 奨学制度に関する事項

(7) 前条に定める委員会に関する事項

(8) その他委員長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織し、学長が任命する。

(1) 学生部長

(2) 学生部次長

(3) 各学科・課程から選任された教員各１名

(4) 学生相談室長

(5) 学生支援センター長

(6) 学生課長

２　委員会には委員長を置き、学生部長がこれに当たる。

３　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者がその職務を代行する。

４　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

５　部会の委員は、食品衛生指導の経験を有する教員によって構成する。部会長は学生部長とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第５条　委員会は、次の手続に基づいて運営する。

(1) 委員会は、審議案件が発生の都度、あるいは委員長が必要と判断した場合は、開催することができる。

(2) 委員会は、委員長が審議事項を取りまとめ、招集する。

(3) 委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

(4) 委員会の議事は出席した委員の多数決をもって成立する。
(5) 委員会の審議内容について、議事録を作成する。

（守秘義務）

第６条　委員は、委員会で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

（実施手続）

第７条　委員会の審議結果については、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会、研究科委員会の意見を聴くことができる。

（事務の所管）

第８条　委員会の事務は、学生課が行う。

(規程の改廃)

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学生支援委員会規程及び神戸女子短期大学学生支援委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生の懲戒に関する委員会規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、学生の懲戒に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第２条　委員会は、懲戒による退学、停学及び訓告等の審議を行い、学長に意見を述べることを目的とする。

（審議事項及び手続き）

第３条　委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 懲戒による退学に関する事項

(2) 懲戒による停学に関する事項

(3) 懲戒による訓告に関する事項

(4) その他学長が必要と認めた学生の懲戒に関する事項

２　懲戒の手続きについては、別に定める。

３　懲戒の基準については、別に定める。

（審議結果報告）

第４条　委員会の委員長は、審議を終えた時、速やかに学長に意見を述べるものとする。

（組 織）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 該当学部長、研究科長又は短期大学部長

(2) 該当学科主任又は専攻主任

(3) 学生部長

２　委員長は、学長が指名する。

３　委員会には、前項の委員以外に学生事務部長、学生課長が委員に準じて出席することができる。

４　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第６条　前条第１項各号の委員の任期は、その在任期間とする。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学学生の懲戒に関する委員会規程及び神戸女子短期大学学生の懲戒に関する委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学食堂改善委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、食堂等の適正円滑な運営に係る事項を協議することを目的として置く食堂改善委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 利用者に供される食事内容及び販売価格に関する事項
(2) 食品衛生に関する事項
(3) 利用者の嗜好、要望等に関する事項
(4) 食堂等施設の修理、修繕に関する事項
(5) その他食堂等の運営に必要な事項

（組織）

第３条　須磨キャンパス及びポートアイランドキャンパスそれぞれに委員会を置く。各委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織し、学長が任命する。

(1) 学生部長または学生部次長
(2) 専任教員 若干名（食品衛生に関する知識を有する者を含む）
(3) 総務課長（古典芸能・事業振興担当）
(4) 学生課長

２　委員会には委員長を置き、学生部長または学生部次長がこれに当たる。

３　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者がその職務を代行する。

４　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第５条　委員会は、次の手続に基づいて運営する。

(1) 委員会は、審議案件が発生の都度、あるいは委員長が必要と判断した場合は、開催することができる。
(2) 委員会は、委員長が審議事項を取りまとめ、招集する。
(3) 委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
(4) 委員会の議事は出席した委員の多数決をもって成立する。
(5) 委員会の審議内容について、議事録を作成する。

（事務の所管）

第８条　委員会の事務は、学生課が行う。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学保健管理委員会規程

（目 的）

第１条　学生の健康管理と保健衛生に関する重要事項を審議し、保健管理業務の方針を決定することを目的として、保健管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組 織）

第２条　須磨キャンパス及びポートアイランドキャンパスそれぞれに委員会を置く。各委員会は、学医、学生部長または学生部次長、関係教員並びに学生課職員、保健室職員若干名で構成し、委員は学長が委嘱する。

（委員長）

第３条　各委員会に委員長を置き、委員長は、学長が委嘱する。

２　委員長は、委員会を統括する。

（任 期）

第４条　委員長及び委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、毎年２回開催する。ただし、委員長が認めた時は、臨時に委員会を開催することができる。

（議 事）

第６条　委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれに当たる。

２　委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審議事項）

第７条　委員会は、第１条の目的達成のため、次の事項を審議する。

(1) 健康診断及び健康管理に関する事項

(2) 保健衛生に関する事項

(3) 保健管理年報の発行に関する事項

(4) その他必要な事項

（守秘義務）

第８条　委員は、委員会で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

（事務の所管）

第９条　委員会の事務は、学生支援センター事務室保健室が取り扱う。

（規程の改廃）

第10条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学保健管理委員会規程及び神戸女子短期大学保健管理委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生相談室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

（目的）

第２条　相談室は、学生個人の諸問題について相談業務を行い、学生生活を有意義かつ健康に送れるように支援することを目的とする。

（業務）

第３条　相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 学生個人の修学、その他学生生活における諸問題についての相談業務

(2) 業務に必要な資料の収集及び整理保存

(3) その他目的達成に必要な業務

（構成員）

第４条　相談室に次の各号の教職員を置く。

(1) 学生相談室長（以下「室長」という。）

(2) 学生相談員（以下「相談員」という。）

(3) 相談員は、公認心理師または臨床心理士資格を有する技術職員をもって充てる。

（室長）

第５条　室長は相談室の業務を統括する。

２　室長は本学専任教員の中から学長が任命する。

３　室長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（相談員）

第６条　相談員の役割は以下のとおりとする。

(1) 相談員は、相談業務に従事する。

(2) その他室長が必要と認める業務を行う。

（守秘義務）

第７条　相談員は、業務上知り得た個人の情報を漏洩してはならない。また、当該業務を退いた後も同様とする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃にあたり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（委員会名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に神戸女子大学・神戸女子短期大学教職支援センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第２条　センターは、本学の教職課程運営の拠点として関係する事項を統括し、教職課程の円滑な運営を行うこと並びに学生の学校教育職員として必要な資質能力の育成・向上を目的とする。

（業 務）

第３条　センターは、前条の目的を達成するために、センターの事務部門と協働で次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 教職課程履修学生への学科と連携した教職指導（履修、教育実習、介護等体験、スクールサポーター、学校ボランティア・インターンシップ、教職キャリアガイダンス、教員採用・就職支援等）の企画立案と実施

(2) 教職課程の科目のうち教育職員免許法施行規則第２条、第３条、第４条、第５条及び第９条並びに第 10 条に定められた第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に該当する科目（以下、「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、同施行規則第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定められた第 2 欄（「保育内容の指導法」及び「教科の指導法に関する科目」のみで、以下「教科の指導法等」という。）を担当する教員の人事提案

(3) 教職課程の科目のうち「栄養に係る教育に関する科目」（教育職員免許法施行規則第 10 条表第２欄に定められた科目）を担当する教員の人事についての関係学科との連携・協議

(4) 教職課程の科目のうち教育職員免許法施行規則第２条、第３条、第４条、第５条及び第９条並びに第 10 条に定められた第 6 欄（以下「大学が独自に設定する科目」という。）に開設する科目のうち、各学科が開設しない科目を担当する教員の人事提案

(5) 教職課程の編成と検証及び改善

(6) 教育実習の実施計画、履修資格判定及び評価に関すること

(7) 教職課程認定申請及びそれに関連する業務

(8) 教職課程認定科目のシラバス内容の点検及び改善

(9) 教職実践演習の運用と評価及び改善

(10) 教職履修カルテの運用及び改善

(11) 学校や教育委員会との連携及び教員育成協議会に関すること

(12) 教員免許状更新講習の企画・運営

(13) 教職卒業生ネットワークに関すること

(14) 教師教育及び教員養成制度に関する調査・研究

(15) 教職課程に関するＦＤ及びＳＤ活動

(16) 教職課程の自己点検・評価に関すること

(17) 教職に関するデータ収集、管理及び分析

(18) 教職支援センター予算に関すること

（19）「教職課程年報」及び「神戸女子大学・神戸女子短期大学教職課程研究」の編纂
（20）教職課程に係る大学間連携に関すること
（21）その他教職課程に関すること

（組 織）

第４条　センターは、次の構成員をもって組織する。
（1）教職支援センター長
（2）教務事務部長
（3）教職に関する特任教員
（4）教育学科が選任した教職課程認定科目を担当する専任教員
（5）教育学科以外で教職課程を置く学科が選任した教職課程認定科目を担当する専任教員　各学科１名
（6）教職専門指導教員
（7）教務課に配置する事務職員

２　センター長が必要と認めるときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

（センター長）

第５条　センターにセンター長を置く。

２　センター長は、部局長の中から学長が任命する。

３　センター長は、センターを統括し、代表する。

（センター次長）

第５条の２　センターにセンター次長を置くことができる。

２　センター次長は、センター長と協議のうえ、学長が任命する。

３　センター次長は、センター長を補佐し、センター長に事故があった場合はその職務を代行　する。

（勤務形態）

第６条　センターには第４条第１項第２号、第３号、第６号及び第７号の者全員が常駐する。

２　第４条第４号及び第５号の者は、センター内において教職指導に当ることができる。

（構成員の任期）

第７条　第４条第１項第２号、第３号、第６号及び第７号の構成員の任期は、その職にある間とする。

２　第４条第１項第１号、第４号及び第５号の構成員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３　構成員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会）

第８条 センターは、第３条に掲げる業務を推進するにあたり、定期的に教職支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

２　運営委員会委員は、第４条第１項第１号、第２号、第３号、第４号及び第５号の者並びに教育学科主任、教育学科初等教育コース主任、教育学科義務教育コース主任、教育学科幼児教育コース主任、幼児教育学科主任及び教務委員会の代表者１名、第４条第１項第７号の者のうち教務事務部長、課長及び課員とし、第４条第２項の者が委員に準じて出席することができる。

３　運営委員会は、センター長が召集し、議長を務める。

４　運営委員会に副委員長を置き、センター次長がこれにあたる。

５　センター次長は、センター長の命により、運営委員会の議長を務めることができる。

6　センター長が必要と認める場合は、運営委員以外の者に出席を求めて意見聴取をすることができる。

（守秘義務）

第９条　構成員は、個人情報に関する事項や審議中の事項について、センター長の許可なく、構成員及び運営委員以外の教職員や学生に口外してはならない。

（事 務）

第10条　センターの事務所管部署は、教務課とする。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学教職支援センター規程及び神戸女子短期大学教員養成カリキュラム委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学地域連携推進センター規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、地域社会との連携に関する諸活動（以下「連携活動」という。）を組織的・総合的に推進する地域連携推進センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第２条　センターは、本学の地域連携活動の拠点として関係する事項を統括し、学生及び教職員の円滑な地域連携活動を推進するとともに教育と学術研究の成果を地域に還元し、地域社会に貢献することを目的とする。

（事 業）

第３条　センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 地域連携推進委員会が行う事業

(2) その他目的達成に必要な事業

（組 織）

第４条　センターは、次の構成員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 地域連携推進委員会

(4) その他、センター長が目的達成のために必要と認めた者

（センター長）

第５条　センターにセンター長を置く。

２　センター長は、学長が任命する。

３　センター長は、センターを統括・代表する。

４　センター長は、当該年度の事業の経過及び次年度の事業計画を学長に報告し、承認を得るものとする。

５ センター長は、副センター長を任命することができる。

（副センター長）

第６条　センターに副センター長を置くことができる。

２ 副センター長は、センター長の職務を補佐する。センター長に事故があるときは、センター長の職務を代行する。

（構成員の任期）

第７条　任期は１年とし、再任を妨げない。

２　欠員が生じた場合は、これを補充する。

（事務職員）

第８条　センターの事務所管部署は、学生課とする。

（改 廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

【規程番号　神女大短Ⅰ－018－(1)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学地域連携推進委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）と神戸市須磨区及び中央区をはじめとする地域社会との連携事業を推進し、本学の目的である「教育と学術研究の成果を通じて、地域社会に貢献する」を実現することを目的として地域連携推進委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

（委員会活動の内容）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について、連携事業の実施の是非を審議する。

(1) 神戸市須磨区及び中央区との地域連携に関する包括協定に基づく事項

(2) 神戸市須磨区及び中央区外の自治体、行政組織との地域連携に関する事項

(3) 行政組織外の民間組織、団体等との地域連携に関する事項

(4) 学生の教育に係る地域連携活動に関する事項

（組 織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 副委員長

(3) 各学科から選出された委員各１名

(4) 学生課職員

(5) その他、学長が委嘱した委員若干名

２　委員長は、委員のなかから学長が任命する。

３　委員長は、委員長の属さないキャンパスに属する委員のなかから副委員長を任命する。

４　委員長は、必要に応じて各種実行委員会を組織し、委員のなかから実行委員若干名を選任することができる。

５　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運 営）

第４条　委員会は、次の手続きに基づいて運営する。

(1) 委員会は、定期的に開催する。ただし、委員の要請、若しくは委員長（副委員長）が必要と判断した場合は、臨時に開催することができる。

(2) 委員会は、委員長（副委員長）が審議事項を取りまとめ、招集する。

(3) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めて意見を聞くことができる。

(4) 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の３分の２をもって決する。

(5) 委員会の審議内容については、議事録を作成し、地域連携推進センター長に報告する。

（実施手続き）

第５条　委員会の審議結果に基づき、日常的かつ常識の範疇に属する地域連携は、学部、学科、学友会、クラブ、各部門を通じ実施することとするが、本学運営の基本にかかわる事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が実施する。ただし、学長は、実施に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第６条　委員は、委員会又は地域連携活動において知り得た地域社会及び個人の情報を漏洩してはならない。

（所管事務）

第７条　委員会事務の所管部署は、学生課とする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学地域連携推進委員会規程及び神戸女子短期大学地域連携推進委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生支援センター規程

（設 置）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に神戸女子大学・神戸女子短期大学学生支援センター（以下「センター」という。）を置く。

（目 的）

第２条　センターは、特別な配慮を要する学生の修学、就労及び学生生活に係る支援業務を行い、関係部署等との相互連携を図ることにより、学生生活をより豊かにするための持続可能なサポート体制を整備することを目的とする。

２　特別な配慮を要する学生には、障がいのある学生等（以下「障がい学生」という。）を含む。

（業務）

第３条　センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 学生等からの各種相談等の受付及び学内外の関係機関等との連携に関する事項

(2) 特別な配慮を要する学生の修学上及び就労等の支援に関する事項

(3) サポート学生の養成、派遣及び支援ツールの貸し出しに関する事項

(4) 特別な配慮を要する学生等に係る教職員からの相談対応に関する事項

(5) 各種会議・研修会の企画運営に関する事項

(6) 学生支援センターの予算に関する事項

(7) 修学支援に関する各種調査に関する事項

(8) その他修学支援等において必要と認める事項

２　前項第 2 号については、「神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援規程」に定めるものとする。

（構成員）

第４条　前条の業務を行うため、センターに次の教職員を置く。

(1) 学生支援センター長

(2) 学生支援副センター長

(3) 障がい学生支援コーディネーター

(4) 学生支援センター事務職員

２　学生支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めるときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

（センター長）

第５条　センター長は、センターの業務を統括する。

２　センター長は本学専任教員の中から、学生部長の推薦により学長が任命する。

３　センター長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。なお、センター長が任期の途中で退任したとき、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

（副センター長）

第６条　副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

２　副センター長は本学専任教員の中から、センター長の推薦により学長が任命する。

３　副センター長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。なお、副センター長が任期の途中で退任したとき、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

（運営委員会）

第７条　センターは、第３条に掲げる業務を推進するにあたり、定期的に学生支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

２　運営委員会においては、障がい学生支援に係る基本事項、センターの運営及び運営委員会に関する方針等について協議するものとする。

３　運営委員会は、センター及び次の各号に掲げる運営委員で組織し、センター長が召集する。運営委員会の議長は、センター長とする。

(1) センター長
(2) 副センター長
(3) 各学科・課程から選任された教員各１名
(4) 関係部署
(5) その他センター長が必要と認めた者

４　個別の学生に係る支援計画の策定及び調整については、キャンパス毎に開催する学生支援センター調整会議（以下「調整会議」という。）において協議のうえ、センター、学科及び関係部署が連携のうえ対応するものとする。

５　調整会議は、運営委員等の学科教員及び関係部署の職員等で構成し、センター長及び副センター長が招集する。調整会議の議長は、原則としてセンター長、副センター長とする。

６　前２項及び前５項について、センター長が必要と認める場合は、構成員以外の者に出席を求めて意見聴取をすることができる。

（守秘義務）

第８条　構成員は次の各号に掲げる事項について、センター長の許可なく構成員以外の教職員、学生及び学外に漏洩してはならない。

(1) 個人情報に関する事項
(2) 運営委員会及び調整会議で審議中の事項

（事務）

第９条　センターの事務所管部署は、学生支援センター事務室とし、須磨キャンパス及びポートアイランドキャンパスに分室を置く。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、運営委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃にあたり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年 10 月 17 日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－020】

神戸女子大学・神戸女子短期大学キャリア支援委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、学生のキャリア支援に関する事項を審議することを目的として常設するキャリア支援委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の就職に関する事項

(2) 学生の進学に関する事項

(3) 学生のキャリア支援に関する事項

(4) 学生のキャリア教育に関する事項

(5) その他キャリア支援全般に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 全学共通教育部長

(2) 各学科から選出された教員　各１名

(3) キャリアサポートセンター課長

２　委員長は、委員の中から学長が任命する。

３　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第４条　委員会は、次の手続きに基づいて運営する。

(1) 委員会は、委員長が審議事項を取りまとめ、召集する。

(2) 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことが出来る。

(3) 委員会の審議内容について、議事録を作成する。

（守秘義務）

第５条　委員は、委員会で知り得た個人情報を漏洩してはならない。

（事務）

第６条　委員会の事務は、キャリアサポートセンターが行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は 、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学キャリア支援委員会規程及び神戸女子短期大学キャリア教育委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

神戸女子大学・神戸女子短期大学施設運営委員会規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学における大学施設（以下「施設」という。）の有効活用を図ると共に、全学的な観点に立って、教学上かつ事務組織上、適切な施設運用が図られるよう審議し運用を決定するために、施設運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　施設とは、次の各号を指す。

(1) 教室、実験実習室、演習室

(2) 研究室

(3) その他施設

（審議・決定事項）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について審議し決定する。

(1) 教室、実験実習室、演習室の用途変更に関する事項

(2) 研究室の使用者及び用途変更に関する事項

(3) その他施設に関して必要な要件が生じた事項

（組　織）

第４条　委員会は、学長、副学長、文学部長、教育学部長、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、短期大学部長、施設管財課長、総務課長（大学庶務担当）をもって組織する。

２　委員長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは学長が予め指名した委員がその職務を代行する。

３　第1項の規程にかかわらず、必要に応じて学科主任等他の教職員の出席を求めることができる。

（任　期）

第５条　前条の委員の任期は在任期間中とする。

（運　営）

第６条　委員会は，次の手続に基づいて運営する。

２　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

３　委員会は、委員の要請等に基づき、委員長が必要と判断した場合に、キャンパスごと随時に開催する。

４　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

５　委員会の議決は、出席した委員の多数決をもって成立する。なお、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（事　務）

第７条　委員会の事務は、施設管財課で行う。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

神戸女子大学・神戸女子短期大学 SD 委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に神戸女子大学・神戸女子短期大学 SD 委員会（以下「委員会」という。）を置き、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準に基づき、本学における教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための必要な取組（SD）を行うことを目的とする 。

（組 織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（1）学長

（2）総務企画部長

（3）総務課長（総務人事担当）

（4）その他学長が必要と認めた教職員

２　前項第５号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

３　委員長は学長が当たり、委員長に事故があるときは、委員長が代理を指名する。

４　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（1）大学等の運営に係る教職員の能力・資質の向上に関する事項

（2）SD 研修に関する事項

（3）その他、委員会が必要と認める事項

（事務）

第４条　本規程に関する事務は、総務課（総務人事担当）が行う。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、令和３年４月８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和４年７月 28 日から施行し、令和４年７月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更等）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

【規程番号　神女大短Ⅰ－023】

学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学
ポートアイランドキャンパス衛生委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 18 条の規定に基づき、学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパスに設置する衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関する事項を定める。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、必要に応じて理事長に意見を述べる。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関すること。

(4) その他教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（組　織）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 大学の事業の実施を総括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから理事長が指名した者

(2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者

(3) 産業医のうちから理事長が指名した者

(4) 衛生に関して経験を有する者のうちから理事長が指名した者

２　前項第１号の委員以外の委員の半数については、神戸女子大学及び神戸女子短期大学の過半数代表の推薦により指名するものとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、前条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会　議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長は、３分の１以上の委員から請求があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会は、原則として毎月開催するものとする。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

２　調査内容によって、委員長の指示により、総務企画部総務課（総務人事担当）の職員が会議に出席し、意見を述べることができる。

（調査審議事項の報告）

第８条　委員長は、調査審議した事項の内容について、理事長に報告しなければならない。

（庶　務）

第９条　委員会の庶務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（記録の保存）

第 10 条　委員会が調査審議した事項のうち、重要な事項については、記録を作成し、3 年間保存しなければならない。

（補　則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、委員長が行う。この場合、委員会は改廃内容を理事長に報告するものとする。

２　前項の報告を受けた理事長は、必要に応じて学長の意見を聴き、改廃の内容を変更することができる。

附　則

１　この規程は、平成 29 年 4 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

２　学校法人行吉学園神戸女子短期大学衛生委員会規程は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止　する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

【規程番号　神女大短Ⅰ－023】

学校法人行吉学園神戸女子大学須磨キャンパス衛生委員会規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 18 条の規定に基づき、学校法人行吉学園神戸女子大学須磨キャンパスに設置する衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関する事項を定める。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、必要に応じて理事長に意見を述べる。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関すること。

(4) その他教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（組　織）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 大学の事業の実施を総括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから理事長が指名した者

(2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者

(3) 産業医のうちから理事長が指名した者

(4) 衛生に関して経験を有する者のうちから理事長が指名した者

２　前項第１号の委員以外の委員の半数については、神戸女子大学の過半数代表の推薦により指名するものとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、前条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会　議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長は、3 分の 1 以上の委員から請求があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会は、原則として毎月開催するものとする。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

２　調査内容によって、委員長の指示により、総務企画部総務課（総務人事担当）の職員が会議に出席し、意見を述べることができる。

（調査審議事項の報告）

第８条　委員長は、調査審議した事項の内容について、理事長に報告しなければならない。

（庶　務）

第９条　委員会の庶務は、総務課（大学庶務担当）で行う。

（記録の保存）

第 10 条　委員会が調査審議した事項のうち、重要な事項については、記録を作成し、３年間保存しなければならない。

（補　則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、委員長が行う。この場合、委員会は改廃内容を理事長に報告するものとする。

２　前項の報告を受けた理事長は、必要に応じて学長の意見を聴き、改廃の内容を変更することができる。

附　則

１　この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

２　学校法人行吉学園神戸女子大学衛生委員会規程は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）